

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和8年6月9日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘13	129	【進路選択支援事業】 （PDCAの視点） 教育委員会事務局は、本事業に関して、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など、これに限らず具体的で適切な成果を目標指標とした上で、モニタリングをされたい。	本事業は、進学を希望する子どもたちが経済的な理由により進学を断念することがないように、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援を行うことを目的としている。これを踏まえ、新たな成果目標の設定については、情報周知の充実や利用者のニーズなど、様々な要因の影響を受ける相談件数の増減ではなく、実際の支援に繋がる契機として相談会等における奨学金等の制度の理解度（行動明確化率）を測ること、あわせて補助指標として、本市の情報発信の状況や相談件数の推移、大阪市奨学費等の採用者数等の状況も把握、モニタリングすることを、令和8年5月15日に決定した。 具体的には、説明会及び相談において記録する学年や相談分類等に基づいた行動明確化率（アンケートで「必要な手続き・相談先・期限が明確になった」と回答した割合）を、令和8年度から成果目標として目標値を設定し、毎年度モニタリングする。 また、補助指標としては、ホームページ等による周知の到達状況（対象ページのユニークユーザー数、冊子等の配布数等）及び基本情報に関する相談割合（相談内容が制度概要・期限・必要書類等である件数）を把握し、情報周知の改善及び個別支援の最適化に活用するとともに、相談件数及び説明会参加者数についても、推移をモニタリングする。 なお、申請先がおおむね本市以外の機関である各種奨学金制度の申請・採択状況を網羅的に把握することはできないが、本市所管の「大阪市奨学費」に加え、大阪市在住者が多数利用する「大阪府育英会奨学金」については、件数等をモニタリングし、ニーズ分析等に活用する。	措置済	令和8年5月15日

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和8年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘2	34	【ＡＴＣ輸入住宅促進センター事業】 事業の具体的内容の検討（３Ｅの視点） 経済戦略局は、現在行われている事業の具体的内容を整理・精査し、今日的な観点から、「環境配慮型住宅・環境配慮型住宅設備機器等の分野」の産業育成・振興を図るという事業目的を達成するために、事業の具体的内容が市民・事業者の目線からみて有用なものとなっているのかを検討されたい。	令和7年4月以降実施した、事業者アンケート・ヒアリングにおいて、本事業に対し①事業目的のＰＲや施設への集客増②ビジネスマッチング増につながるサービス・サポートの充実を求める意見が多く寄せられたことから、大阪市・ＡＴＣ社で協議の上、①事業目的などの更なるＰＲに向けた館（センター）名の変更、ＷＥＢサイトリニューアルなど情報発信力の強化②ビジネスマッチングに資する新規セミナー開催等の事業拡充及び見直しを行う方針をＡＴＣ社で令和8年3月12日に決定し、同日、本市がＡＴＣ社より報告を受けた。	措置済	令和8年3月12日
指摘20	143	【大阪観光局事業】 進捗管理等を行う体制の整備（ＰＤＣＡの視点） 経済戦略局は、大阪府と連携して、速やかに、「大阪ＭＩＣＥ誘致戦略」の点検・検証、適切な進捗管理、見直し、改善を担う体制を整えられたい。	令和7年12月に開催された、第9回大阪ＭＩＣＥ推進委員会において、大阪ＭＩＣＥ誘致戦略の進捗管理などを行うための新たな組織「大阪ＭＩＣＥ推進会議」を令和8年4月1日に設置することが決定した。なお、同推進会議の議長は大阪府、副議長は大阪市（経済戦略局長）が担うこととなっている。 今後は、同推進会議において、大阪ＭＩＣＥ誘致戦略の点検・検証を行い、必要に応じて施策の見直しや改善に取り組んでいくこととする。	措置済	令和7年12月22日

監査結果に関する措置状況報告書

令和 7 年度包括外部監査（地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る事業管理及び財務事務の執行について）

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和 8 年 6 月15日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘 4	53	固定資産管理における実査未実施は内部統制の脆弱さを示す事例であり、改善を継続することが不可欠であるため、大阪市民病院機構は、十三市民病院にて150万円以上の工具・器具及び備品、車両運搬具、ソフトウェアを対象に実査しているが、原則、固定資産計上されているものについて、台帳との一致を確認されたい。	十三市民病院における令和 6 年度の150万円以上の固定資産実査については、可及的に実施可能な暫定手法として固定資産の 9 割をカバーできる金額を設定し実施したものである。令和 7 年度においては、固定資産管理規程に基づき778品目全ての実査を実施し、所在不明の66品目については、耐用年数が経過し、残存簿価も 1 円のものであることから、故障等に伴いすでに廃棄処分しているものと判断し、除却処理を行った上で、令和 8 年 3 月31日付で固定資産台帳を整理した。今後、適正な備品管理を行えるよう再発防止策を定め、令和 8 年 4 月10日に関係部署へ通知の上、運用を開始した。	措置済	令和 8 年 4 月10日